



三重県公報

令和3年10月15日 (金)

第 252 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
629	介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	(長寿介護課)	2
630	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	(同)	2
631	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特定病院の認定	(健康推進課)	2
632	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
633	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	3
634	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	3
635	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の変更の届出	(同)	3
636	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	4
637	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出納局)	4
選 管 告 示			
81	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	4
82	公職選挙法第161条第1項第3号の施設に指定した旨の報告	(同)	5
83	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	5
公 安 委 告 示			
62	運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示	(公安委員会)	5
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	7
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8

告 示

三重県告示第 629 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可しました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	許可年月日	入所定員
24B 0500023	第二岩崎病院 介護医療院	津市一身田町 387 番地	医療法人思源会	津市一身田町 333 番地	令和 3 年 10 月 1 日	20

三重県告示第 630 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410505131	第二岩崎病院	津市一身田町 387 番地	医療法人思源会	令和 3 年 9 月 30 日	介護療養型 医療施設

三重県告示第 631 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 21 条第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定による精神科病院として次のとおり認定しました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

認定病院の名称	所在地	認定期間
多度あやめ病院	桑名市多度町柚井 1702	令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
総合心療センターひなが	四日市市大字日永 5039	令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町 589-2	令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1	令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
久居病院	津市戸木町 5043	令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

三重県告示第 632 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
第一調剤（株）村田調剤薬局 みそのショッピングセンター 店	伊勢市御菌町長屋 2051	令和 3 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
第一調剤（株）村田調剤薬局 みそのショッピングセンター 店	伊勢市御菌町長屋 2051	令和 3 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
グループホーム「はなの里」	名張市西田原 2094 番地の 1	令和 3 年 2 月 3 日	認知症対応型共同生活介護

グループホーム「はなの里」	名張市西田原 2094 番地の 1	令和 3 年 2 月 3 日	介護予防認知症対応型共同生活介護
訪問介護 紫苑	員弁郡東員町大字六把野新田字村中 711 番地 3	令和 3 年 7 月 1 日	訪問介護

三重県告示第 633 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
第一調剤（株）村田調剤薬局 みそのショッピングセンター店	伊勢市御菌町長屋 2051	令和 3 年 6 月 1 日	居宅療養管理指導
第一調剤（株）村田調剤薬局 みそのショッピングセンター店	伊勢市御菌町長屋 2051	令和 3 年 6 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
グループホーム「はなの里」	名張市西田原 2094 番地の 1	令和 3 年 2 月 3 日	認知症対応型共同生活介護
グループホーム「はなの里」	名張市西田原 2094 番地の 1	令和 3 年 2 月 3 日	介護予防認知症対応型共同生活介護
訪問介護 紫苑	員弁郡東員町大字六把野新田字村中 711 番地 3	令和 3 年 7 月 1 日	訪問介護

三重県告示第 634 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種類	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
診療所	津みなみクリニック	津市久居野村町 600-2	人工透析内科	腎臓	令和 3 年 9 月 1 日
薬局	ひまわり薬局	松阪市久保田町 5-13		薬局	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	くすの木調剤薬局	四日市市鶴の森一丁目 9-2		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	けやき薬局	三重郡菰野町大字潤田 1197-1		薬局	令和 3 年 8 月 1 日

三重県告示第 635 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種類	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	スギ薬局長島店	桑名市長島町松ヶ島字西島 95 番地	桑名市長島町松ヶ島字西島 324 番地		薬局	令和 3 年 9 月 9 日

三重県告示第 636 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
薬局	ウエルシア薬局 伊勢小俣店	伊勢市小俣町元町 416		薬局	令和 3 年 10 月 1 日

三重県告示第 637 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	桜支店	四日市市智積町 3454 番地 2	三重郡菟野町大字菟野 1101 番地 4（菟野支店内）	令和 3 年 10 月 25 日
	白塚支店	津市白塚町 3385 番地の 2	津市河芸町一色 27 番地の 1（河芸支店内）	
株式会社三十三銀行	久居駅前支店	津市久居新町 873 番地の 2	津市久居中町 152 番地 1（久居支店内）	令和 3 年 11 月 8 日
	鳥羽支店	鳥羽市鳥羽 3 丁目 9 番 10 号	鳥羽市鳥羽 4 丁目 1 番 12 号（鳥羽中央支店内）	令和 3 年 11 月 15 日
	伊賀支店	伊賀市上野寺町 1167 番地の 4	伊賀市上野東日南町 1673 番地の 10（上野支店内）	令和 3 年 11 月 22 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示 81 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
老人ホーム (略) (略) 亀山市阿野田町字二本 特別養護老人ホーム亀寿 松 2443-1 苑 亀山市住山町字大掛 ユニット型特別養護老人 590 番地 1 ホーム安全の里 亀山市住山町字大掛 グループホーム安全の里 590 番地 1 (略) (略)	老人ホーム (略) (略) 亀山市阿野田町字二本 特別養護老人ホーム亀寿 松 2443-1 苑

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 82 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定をした旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日
玉城町選挙管理委員会	玉城町ふれあいホール	度会郡玉城町勝田 4876 番地 1	令和 3 年 10 月 8 日

三重県選挙管理委員会告示第 83 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
多気郡大台町	上楠コミュニティーセンター	多気郡大台町上楠 241 番地 7	多気郡大台町	上楠コミュニティーセンター	多気郡大台町上楠 241 番地 7
度会郡玉城町	<u>玉城町ふれあいホール</u>	<u>度会郡玉城町勝田 4876 番地 1</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委告示

三重県公安委員会告示第 62 号

三重県道路交通法施行細則（昭和 43 年三重県公安委員会規則第 3 号）第 27 条第 2 項及び第 29 条の 2 第 1 項の規定により、運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を次のように定めます。

運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示（平成 29 年三重県公安委員会告示第 17 号）は、廃止します。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

1 三重県警察本部交通部運転免許センターで行う運転免許試験、検査、審査及び再試験

(1) 実施日

月曜日から金曜日までの毎日。ただし、当日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる日（以下「休日等」といいます。）に当たるときは行いません。

なお、技能試験、外国の行政庁の免許を有する者に対する運転免許試験及び検査については、別に日時を指定して行います。

(2) 申請受理時間

運転免許試験等の区分	受験者等の区分	申請受理時間
運転免許試験（有効期間満了により運転免許を失効した者、病気等を理由に運転免許の取消しを受けた者及び外国の行政庁の免許を有する者に対するものを除きます。）	技能試験及び学科試験の初回受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで
	技能試験の2回目以降の受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで
	学科試験2回目以降の受験者	実施日の午後1時から午後1時15分まで
	指定自動車教習所の卒業証明書を有する受験者及び公安委員会の検査合格証明書を有する受験者	
	その他受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで
技能試験及び学科試験を免除される受験者	実施日の午前9時30分から午前10時まで	
有効期間満了により運転免許を失効した者に対する運転免許試験	有効期間が満了した日の翌日から6月以内の受験者	実施日の午後1時から午後1時30分まで
	やむを得ない理由のため有効期間が満了した日の翌日から6月以内に試験を受けることができなかった受験者（当該事情がやんだ日から1月以内であり、かつ、失効した日から3年を経過していない場合に限ります。）	
	有効期間が満了した日の翌日から6月を超え1年以内の受験者（大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許に限ります。）	実施日の午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後3時まで
病気等を理由に運転免許の取消しを受けた者に対する運転免許試験	病気等を理由に免許を取り消され、その後、病気等の回復等により取り消された免許を再取得する受験者（免許が取り消された日から3年を経過していない場合に限ります。）	実施日の午後1時から午後1時30分まで
外国の行政庁の免許を有する者に対する運転免許試験	全ての受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時30分まで
検査	初回受検者	実施日の午前8時30分から午前9時まで
	2回目以降の受検者	実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで
審査	指定自動車教習所の技能審査合格証明書を有する受審者	実施日の午前8時30分から午前9時まで
	大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る限定解除の受審者	実施日の午前8時30分から午前9時まで及び午後1時から午後1時15分まで
	その他免許に係る限定解除の受審者	実施日の午前9時30分から午前10時まで
再試験	全ての受験者	実施日の午前8時30分から午前9時まで

2 警察署で行う運転免許試験及び審査

(1) 実施日及び申請受理時間

警察署長の定める日時とします（住所地を管轄する警察署で受験又は受審する場合に限ります。）。

(2) 実施内容

ア 全ての警察署で行う運転免許試験及び審査

(ア) 指定自動車教習所の技能審査合格証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るものに限ります。）を有する者に係る審査

(イ) 有効期間満了により運転免許を失効した者（有効期間が満了した日の翌日から6月以内のものに限ります。）に対する適性試験

イ 尾鷲警察署、熊野警察署及び紀宝警察署のみで行う運転免許試験

小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許に係る適性試験及び学科試験

3 三重県熊野庁舎で行う運転免許試験

(1) 実施日

毎月の第1水曜日及び第3水曜日。ただし、当日が休日等に当たるときその他やむを得ない理由により試験会場が使用できないときは行いません。

(2) 実施内容

指定自動車教習所の卒業証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るものに限ります。）及び公安委員会の検査合格証明書（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許に係るものに限ります。）を有する者に係る適性試験及び学科試験

(3) 申請受理時間

実施日の午前10時30分から午前11時まで

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課学科試験係（電話 059-229-1212 内線 411）へ問い合わせてください

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年10月15日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
南伊勢町
- 2 調査を行った期間
令和元年7月から令和3年3月まで
- 3 成果の名称
南伊勢町（大字船越の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
度会郡南伊勢町大字船越地内
- 5 認証年月日
令和3年9月30日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中勢用土地改良区（津市納所町520番地）の定款の変更を認可しました。

令和3年10月15日

三重県知事 一見勝之

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和3年10月15日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年10月1日から令和4年2月2日まで
- 3 作業地域
四日市市上海老町及び同市山城町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名地域防災総合事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 11 月 1 日から同年 12 月 8 日まで
- 3 作業地域
桑名市長島町老松及び桑名郡木曾岬町新輪

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間
令和 3 年 10 月 5 日から令和 4 年 3 月 25 日まで
- 3 作業地域
名張市新田、同市西田原、同市八幡、同市下小波田、同市美旗町、同市上小波田、同市桔梗が丘南 1 番町、同市蔵持町、同市すずらん台西 1 番町、同市鴻之台 1 番町、同市富貴ヶ丘 1 番町、同市下比奈知、同市青蓮寺、同市赤目町、同市上三谷、同市上比奈知、同市滝之原、同市夏見、同市百合が丘東 6 番町、同市神屋、同市丸之内、同市平尾、同市鶴山、同市長瀬、同市竜口、同市上長瀬、同市安部田及び同市奈垣

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 10 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 9 月 30 日	三重郡川越町大字当新田字下之割 313-1	京都府宇治市菟道西隼上り 1-14 市原 裕 康

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
